

社会・援護局関係主管課長会議資料

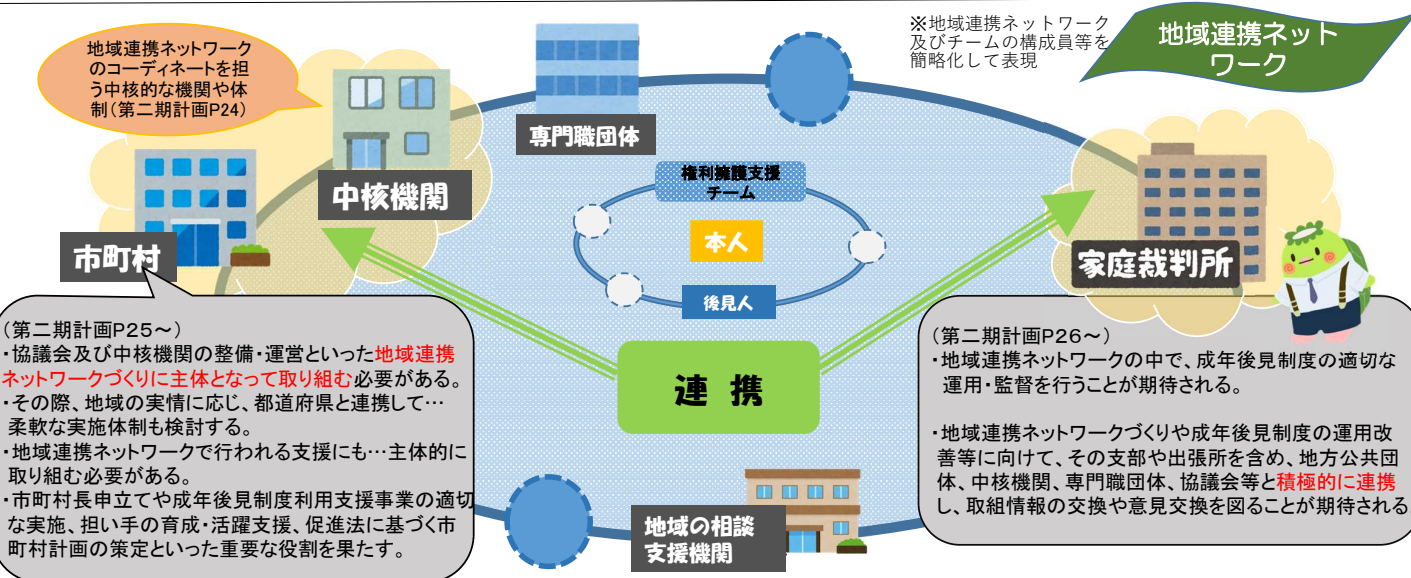
令和5年3月

最高裁判所事務総局家庭局

福祉・行政と司法との連携について

◆ 連携の意義 ◆

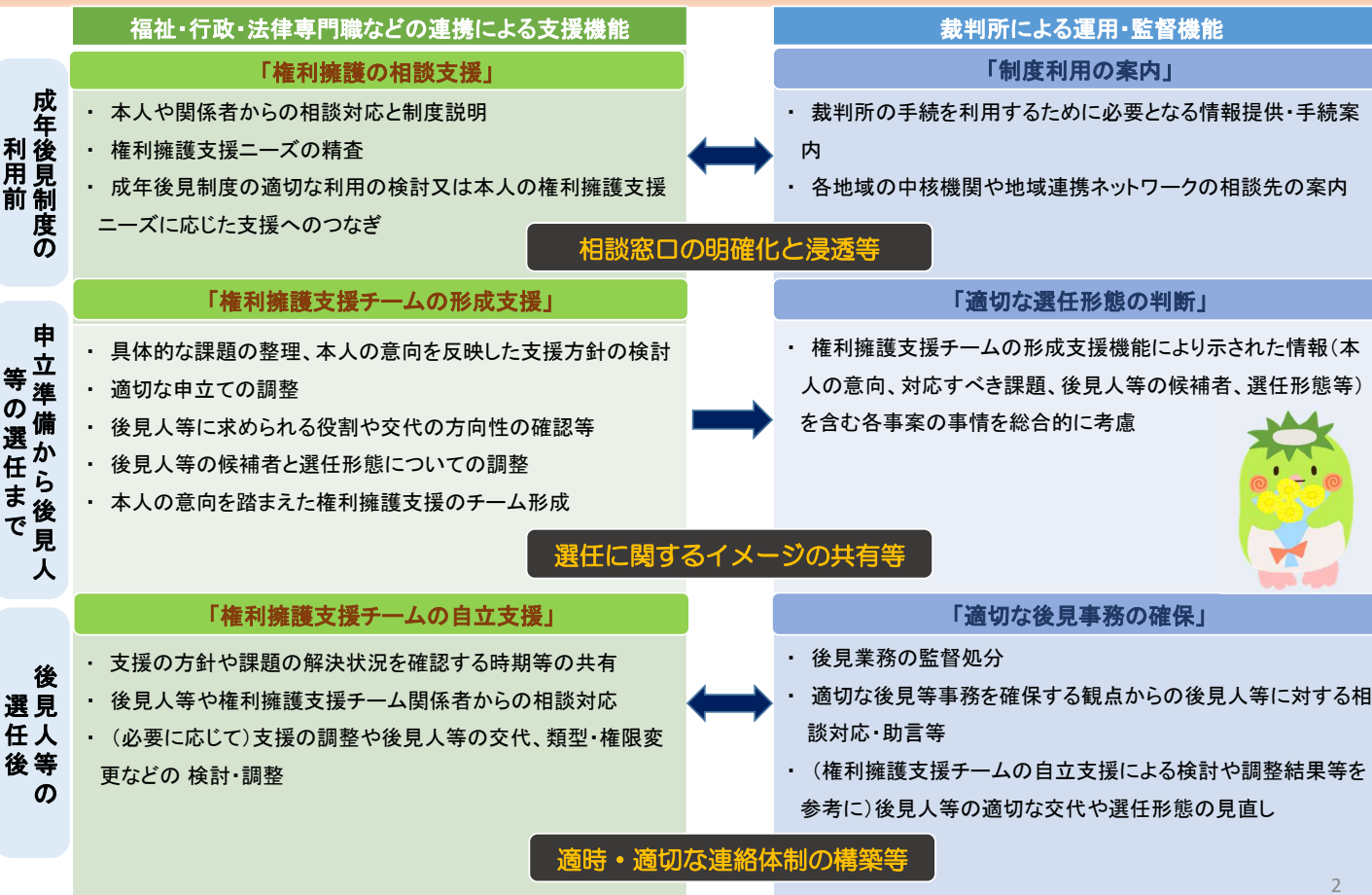
(成年後見制度の)利用促進の取組は、…地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、…地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。(第二期計画P3)



地域連携ネットワークづくりのために、裁判所において協力できること(例)

- 地方自治体が主催する協議会への参加
- 裁判所の手続・運用、成年後見制度、利用促進法や基本計画の趣旨・内容等の説明(講師派遣等)
- (市町村における制度利用ニーズの把握に向けた)各種統計資料の提供

■ 地域連携ネットワークの機能充実に向けた連携について (参照) 第二期計画 P28～



連携に当たっての留意点と工夫例について

留意点

工夫例

○ 家庭裁判所が広域で設置されていること（第二期計画P44）

裁判所が都道府県単位など広域に設置されていることから、取組状況の異なる自治体ごとに個別に対応したり、市町村単位で開催される協議会に全て参加したりすることが現実問題として困難な場合もある。

- 都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
- 協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。

○ 裁判事項に関する一律の基準は定立できないこと

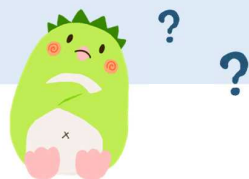
裁判は、裁判官が、個別の事案ごとにその具体的な事情を踏まえて判断するもの。裁判官の職権行使の独立の観点から、裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することはできないし、例えば、後見人等の選任等について、予め判断の結果を確約することもできない。

- 申立手続や受任者調整に必要な情報、基本的な考え方を共有し、福祉・行政側における予測可能性を担保するため、一般的な考慮要素を示したり、模擬事例を用いて意見交換する。

○ 司法手続や裁判所の特性・敷居が高いとの印象

裁判所は、公平・中立の立場から、法律に定められた手続を的確に履践する必要があるが、司法手続が厳格で重いと受け止められてしまうことや、裁判所自体の敷居が高いと感じられてしまうこともある。

- 司法・審判手続（性質・特徴を含む）について理解していただくため、手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を分かりやすく発信する。
- 裁判所においては、成年後見の周辺制度や市町村による意思決定支援の取組等に対する理解を深める。



相互理解に基づく連携・協力が重要

